

【ワーキング・セッション : 情報アクセシビリティ】  
～視聴覚障害者向け放送の普及の実施状況について～  
(障害者基本計画 6 - (2) - 1)

平成27年5月

総務省

# 字幕番組・解説番組等の制作促進

字幕番組、解説番組、手話番組の制作費等に対する助成を通じて、視聴覚障害者向け放送の充実を図ることにより、放送を通じた情報アクセス機会の均等化を実現。

## 1 施策の概要

国立研究開発法人情報通信研究機構が次の助成金を交付するために必要な経費を、同機構に対し交付する。

字幕番組・解説番組を対象とした支援

字幕番組、解説番組を制作する者に対し、その制作費の2分の1を上限として助成金を交付する。

手話番組等を対象とした支援

特に普及が遅れている手話番組については、手話番組を制作する者や、日常生活用具給付等事業（障害者総合支援法第77条第1項第6号）により給付されている「聴覚障害者用情報受信装置」で受信する放送番組の手話翻訳映像を制作・提供する者に対して、その費用の2分の1を上限として助成金を交付する。

字幕付与等設備整備支援

一般の番組に比べて取組が遅れているCM番組への字幕付与について、CM素材への字幕付与のチェックを行う機器の整備を行う者に対して、その費用の2分の1を上限として助成金を交付する。

字幕番組、解説番組、手話番組の制作費等の一部助成については、身体障害者の利便の増進に資する通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律（平成5年法律第54号）に基づいて実施。

## 2 所要経費（一般会計）

平成27年度予算額 350百万円

平成26年度予算額 400百万円

## 「スマートテレビ時代における字幕等の在り方に関する検討会」

### 取りまとめ（H26.7）(概要) <字幕付きCM関係>

#### 1. 字幕付きCMの現状等

字幕番組<sup>(1)</sup>は着実に増加<sup>(2)</sup>。一方、放送時間の2割に及びCMの字幕は「トライアル」(試行的な字幕付与)のみ<sup>(3)</sup>。

- 1 聴覚障害者や耳の聞こえにくくなった高齢者等のために、テレビ番組の音声を文字化して画面に表示するサービス。
- 2 NHK、キー局は2017年度に技術的に可能な番組の100%字幕付与の目標を設定。現状で80~90%の水準。(総放送時間に占める字幕放送の割合(平成25年度)は、NHK(総合)72.3%、在京民放キー局平均52.3%)
- 3 2010年以降、パナソニック、ライオン、花王など10社程度がトライアルを実施。2013年度は7番組程度で実施。

「障害者基本計画」(H25.9閣議決定)で字幕放送の普及に関し新たに「字幕付きCM」を明記<sup>(4)</sup>。また、「障害者権利条約」<sup>(5)</sup>を批准(H26.1)。取組の加速化が必要。

- 4 「字幕放送(CM番組を含む)解説放送、手話放送等の普及を通じた障害者の円滑な放送の利用を図る。」
- 5 「マスメディアがそのサービスを障害者にとって利用しやすいものとするよう奨励すること。」等を含む。

#### 2. 字幕付きCMの普及に向けた提言

字幕付きCMの普及推進への道筋を示すため、取組目標や達成時期等を定めた「ロードマップ」を策定。次の事項について明記。なお、3年後に見直しを行う。

- (1) 1社提供枠<sup>(6)</sup>について、来春に「トライアル」から本格運用<sup>(7)</sup>へ
- (2) 複数社提供枠について、来春に新たに「トライアル」をスタート
- (3) 民放連、広告業協会、広告主協会の連携の場「字幕付きCM普及推進協議会」(仮称)を今秋に立ち上げ、引き続き課題の検討等<sup>(8)</sup>を行う。
  - 6 番組の間のCMが特定の1社だけの時間枠
  - 7 現在の暫定的な「ガイドライン」による運用から、通常の「テレビCM素材搬入基準」に基づく運用に。
  - 8 活動内容の例：字幕付きCMに関連するセミナーの開催、課題の検討、業界内の情報共有等。障害者団体等からも意見を聴取、検討に反映。

放送局設備は、改修時期に合わせて順次字幕付きCM対応のものにする。

字幕付きCMの早期普及に向けて、国は必要な支援策を講じ、その環境整備を行うことが必要。

# 視聴覚障害者向け放送普及行政の指針

(平成 19 年 10 月 30 日策定)

(平成 24 年 10 月 2 日改定)

## 1 字幕放送 (注 1)

	普及目標の対象		目標	備考
	対象時間	対象番組		
NHK	7時から24時	字幕付与可能な全ての放送番組 (注 2)	2017 年度までに対象の放送番組の全てに字幕付与 大規模災害等緊急時放送については、できる限り全てに字幕付与 災害発生後速やかな対応ができるように、できる限り早期に、全ての定時ニュースに字幕付与	教育放送については、できる限り目標に近づくよう字幕付与する。
放送大学学園			聴覚障害者等のニーズの実態を踏まえ、できる限り多くの放送番組に字幕付与	
地上系民放 放送衛星による放送(NHK の放送を除く)			2017 年度までに対象の放送番組の全てに字幕付与 大規模災害等緊急時放送については、できる限り全てに字幕付与	県域局については、できる限り目標に近づくよう字幕付与する。 独立U局及び放送衛星による放送については、目標年次を弾力的に捉えることとする。
通信衛星による放送 有線テレビジョン放送			当面は、できる限り多くの放送番組に字幕付与	

注 1 字幕放送には、データ放送やオープンキャプションにより番組の大部分を説明している場合を含む

注 2 「字幕付与可能な放送番組」とは次に掲げる放送番組を除く全ての放送番組

- ①技術的に字幕を付すことができない放送番組 (例 現在のところ、複数人が同時に会話を行う生放送番組)
- ②外国語の番組
- ③大部分が器楽演奏の音楽番組
- ④権利処理上の理由等により字幕を付すことができない放送番組

## 2 解説放送

	普及目標の対象		目標	備考
	対象時間	対象番組		
NHK	7時から24時	権利処理上の理由等により解説を付すことができない放送番組を除く全ての放送番組（注3）	2017年度までに対象の放送番組の10%に解説付与	教育放送については、対象の放送番組の15%に解説付与する。
放送大学学園			視覚障害者等のニーズの実態を踏まえ、できる限り多くの放送番組に解説付与	
地上系民放 放送衛星による放送(NHKの放送を除く)			2017年度までに対象の放送番組の10%に解説付与	県域局については、できる限り目標に近づくよう解説付与する。独立U局及び放送衛星による放送については、目標年次を弾力的に捉えることとする。
通信衛星による放送 有線テレビジョン放送			当面は、できる限り多くの放送番組に解説付与	

注3 「権利処理上の理由等により解説を付すことができない放送番組」とは次に掲げる放送番組

- ①権利処理上の理由により解説を付すことができない放送番組
- ②2か国語放送や副音声など2以上の音声を使用している放送番組
- ③5.1chサラウンド放送番組
- ④主音声に付与する隙間のない放送番組

## 3 手話放送

NHKにおいては、手話放送の実施時間をできる限り増加させる。放送大学学園、地上系民放、放送衛星による放送（NHKの放送を除く）、通信衛星による放送及び有線テレビジョン放送においては、手話放送の実施・充実に向けて、できる限りの取り組みを行う。